

IP通信網サービス契約約款（OCN） 別冊（OCN ひかり電話サービス）【現改比較表】 2025年1月10日現在

～2025年1月13日

2025年1月14日～

目次（略）
 第1章～第2章（略）
 第3章
 第6条～第14条（略）
 （契約者が行う契約の解除）
 第15条 OCN ひかり電話契約者が事業者変更（出）及び番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条（IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除）の通知があったものとみなし、OCN ひかり電話契約を解除します。
 第16条～第18条（略）
 第4章～第11章（略）
 別記（略）
 料金表
 通則（略）
 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）（略）
 第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区分	内容
(1)～(5)（略）	(略)
(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	番号ポータビリティ（ 接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。 ）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格2,200円)を加算して適用します。
(7)～(9)（略）	(略)

2 工事費の額（略）

第3表 附帯サービスに関する料金（略）

通信料別表（略）

目次（略）
 第1章～第2章（略）
 第3章
 第6条～第14条（略）
 （契約者が行う契約の解除）
 第15条 OCN ひかり電話契約者が事業者変更（出）又は番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条（IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除）の通知があったものとみなし、OCN ひかり電話契約を解除します。
 第16条～第18条（略）
 第4章～第11章（略）
 別記（略）
 料金表
 通則（略）
 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）（略）
 第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区分	内容
(1)～(5)（略）	(略)
(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	ア 電気通信事業法第50条（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）第2項に規定する番号ポータビリティ（当社が個人向けOCNサービスの重要事項説明で別に定める特定卸事業者との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者にかかる場合に限り） によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に2,000円(税込価格2,200円)を加算して適用します。 イ アに定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項としてOCN ひかり電話契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号を番号ポータビリティに係る当該協定事業者へ通知する場があることについて、同意していただきます。
(7)～(9)（略）	(略)

2 工事費の額（略）

第3表 附帯サービスに関する料金（略）

通信料別表（略）